

岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領

[平成24年3月23日	林第759号	林政部長通知]
一部改正	平成25年3月22日	林第790号
一部改正	平成27年3月20日	恵森第582号
一部改正	平成30年3月30日	恵森第859号
一部改正	平成31年3月26日	恵森第764号
一部改正	令和2年3月27日	恵森第758号
一部改正	令和3年3月31日	恵森第494号
一部改正	令和4年3月28日	恵森第566号
一部改正	令和6年3月25日	森活第709号

第1 趣 旨

本事業は、将来の森林づくりを担う子どもたちに対し、木材利用や環境保全に対する理解を深めるとともに、「ぎふ木育」の取組を進めるために、特に普及啓発効果の高い教育福祉関連施設等において、直接木を見て触れることのできる木のおもちゃや木育教材の導入に対して支援することを目的とする。

その取扱は、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け 環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）、ぎふ木育ひろば認定要領（平成27年3月20日恵森第603号恵みの森づくり推進課長通知。以下「認定要領」という。）及び、ぎふ木育ひろば地域支援拠点認定取扱要領（平成30年3月20日恵森第824号恵みの森づくり推進課長通知。以下「拠点認定要領」という。）、森と木と水の環境教育支援事業 事務取扱要領（平成24年1月20日付け林第716号林政課長通知。以下「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 用語の定義

この事業において用いる用語の定義は次のとおりとする。

①ぎふ木育

岐阜県の豊かな自然を背景とした森や木からの学び。学びにつなげるための、森や木とふれあい、親しむ活動を含む。

②ぎふ証明材

岐阜証明材推進制度に基づき、岐阜県内に所在する森林から合法的に生産（伐採）された木材とする。なお、ぎふ証明材の確認方法については、原則岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年1月24日付け県流第463号林政部長通知）第12条に定める伝票等により行う。

③ぎふ木育教室

幼児等を対象に「ぎふ木育」の学びを実施する活動のうち、岐阜県が実施する事務取扱要領別紙3に規定する活動。

第3 補助対象経費

- 1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、要綱別表第1に定めるとおりとする。ただし、振込手数料及び送料は補助対象経費に含めないものとする。
- 2 導入する木育教材（木のおもちゃ、木製品キット等）の材料となる木材は、「ぎふ証明材」とする。ただし、構造上やむを得ず「ぎふ証明材」以外の木材を部品の一部として使用するにあたり、あらかじめ事の承認を得た場合は、この限りでない。

第4 補助対象施設

補助対象施設は、県内の義務教育以下の子どもが利用する子育て関連施設（幼稚園、保育所、認定こ

ども園、小中学校、義務教育学校、市立特別支援学校、児童福祉施設、地域子育て支援拠点施設、認可外保育所、託児所、放課後等デイサービス事業所（活動場所が特定されているものに限る。）、親子サポート教室（活動場所が特定されているものに限る。）及び公民館（活動場所が特定されているものに限る。）、保育・幼児教育等の学科を有する大学等のほか、認定要領第2条第1項の規定により認定を受けた施設（以下「ぎふ木育ひろば」という。）及び同条第2項の規定により認定を受けた施設（以下「地域支援拠点」という。）とする。

第5 補助金の交付申請

事業実施主体は、規則第4条及び要綱第4条の規定に基づき、補助金交付申請書（要綱第1号様式）に次の書類を添付し、知事に提出するものとする。

- ①事業計画書（別記第1号様式）
- ②収支予算書（要綱第2号様式）
- ③補助金計算書（別記第2号様式）
- ④導入製品のパンフレット、図面、写真等
- ⑤事業費の根拠となる見積書等
- ⑥免税事業者届出書（法人の場合かつ免税事業者である場合のみ）（別記第3号様式）
- ⑦認定要領第3条第2項に基づく計画承認通知書の写し（ぎふ木育ひろばの認定を受けようとする施設である場合のみ）
- ⑧拠点認定要領第3条第2項に基づく計画承認通知書の写し（地域支援拠点の認定を受けようとする施設である場合のみ）

なお、補助金の交付申請期間は、当該年度の4月1日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）から当該年度の1月31日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）までとする。

第6 補助金の交付決定

知事は、第5に基づく補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、別記第4号様式により通知する。

第7 事業の着手

事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

第8 事業の変更等

- 1 事業実施主体は、補助金の交付決定通知を受けた後に、規則第6条に規定する事業の変更、中止又は廃止を行おうとするときは、要綱第5条第3項に規定する承認申請書（要綱第3号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。

- ①補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの（事業の変更の場合に限る。）
- ②その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、承認通知書（別記第5号様式）により通知する。

第9 補助金の変更交付申請

- 1 事業実施主体は、補助金の交付決定通知を受けた後に、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに、補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。ただし、補助対象経費の20%未満の減額となる場合は、この限りではない。

- ①補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
- ②その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により通知する。

第10 実績報告

事業実施主体は、事業が完了（納品検査を実施した日）したときは、規則第13条に基づき、実績報告書（要綱第6号様式）に次の書類を添付し、知事に提出するものとする。

- ①事業実績書（別記第8号様式）
- ②収支決算書（要綱第8号様式）
- ③納品検査写真
- ④標識等による表示が確認できる写真（導入する木育教材が、木製品キット等、児童生徒等が持ち帰るような木育教材の場合は不要）
- ⑤納品書の写し（納品検査を実施した旨（検査者及び検査日を含む）を記載すること）
- ⑥請求書の写し（納品書に金額が記載されていない場合のみ提出を要する）

第11 事業の確認

知事は、第10に基づく実績報告書の提出があったときは、確認要領第3条に基づく事業確認を行い、補助事業確認調査（確認要領別記様式2）を作成する。

第12 額の確定

知事は、事業の確認後、補助金の額を確定し、別記第9号様式により通知する。

第13 標識等による表示

事業実施主体は、事業完了後、「事業名」「購入年月日」「清流の国ぎふ森林・環境税を活用している旨」等の表記を記載したラベル等（別紙1）を添付、同封、掲示するものとする。ただし、木製品キット等、児童生徒等が持ち帰るような木育教材についてはこの限りではない。

第14 その他留意事項

- (1) 本事業について県の他の補助制度の対象となっている場合は補助対象とはしないものとする。
- (2) 事業の実施に当たり、法令等に基づく許可等を必要とするときは、事業実施主体は関係法規の定めるところにより、必要な手続きを行うものとする。
- (3) 購入製品の維持管理は事業実施主体が行い、良好な状態で維持管理するものとする。
- (4) 事業実施主体は、導入後に県が実施するアンケート調査に協力するものとする。

附則

- この要領は、平成24年3月23日から施行する。
この要領は、平成25年3月22日から施行する。
この要領は、平成27年3月20日から施行する。
この要領は、平成30年3月30日から施行する。
この要領は、平成31年3月26日から施行する。
この要領は、令和2年3月27日から施行する。
この要領は、令和3年3月31日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年3月25日から施行する。

(別紙1)

導入製品等に貼付、同封、掲示するラベル等の例示

清流の国ぎふ森林・環境税を活用しています。	
事業名	岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業
購入年月日	〇〇年〇月〇日

※上記は例示であり、同様の内容が記載されていけば可とする。

※各部材に貼付等する必要はなく、1セットを収めるケース等に貼付等されていけば可とする。